

岩手県告示第587号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第4の28の2の項に規定する保育士登録申請手数料、同表の28の3の項に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同表の28の4の項に規定する保育士登録証再交付手数料の収納に関する事務を令和6年4月1日次の者に行わせることとした。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都千代田区麴町一丁目6番地2	社会福祉法人日本保育協会